

## 令和6年第8回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月28日(水)午後1時30分～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	11番 蔭山 勝利
2番 逢坂 利人	12番 河野 弘彦
4番 天毎木 孝利	13番 尾方 隆子
6番 黒川 邦晴	14番 河野 耕八郎
7番 藤本 尚人	15番 小田 一夫
8番 谷 富廣	16番 長浦 勝幸
9番 大久保 孝雄	17番 安達 英雄
10番 原田 政憲	18番 藤岡 由信

4. 欠席委員

3番 佐藤 貞男	19番 村上 一好
5番 竹田 勝一	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 原田 佳明	
局長補佐 大久保 政博	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第34号 非農地証明願について

第6 議案第35号 令和6年度第5期農用地利用集積計画について(諮問)

第7 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 7. 会議の概要

	開会 午後1時30分
事務局長	<p>本日はご多忙の中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。それでは、ただ今より、令和6年第8回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、欠席する旨の届出のありました委員は、3番佐藤委員、5番竹田委員、19番村上委員の3名です。只今の出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	<p>それでは、早速でございますが、会議を進めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてでございますが、いつものように、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、16番長浦委員、17番安達委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、日程第2、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は7案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。申請地は、美馬町字井出縁●●、●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合せて、336㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、6,541㎡。通作距離は、3.6kmで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、ひまわりやコスモス、菜の花などの景観作物を作付し、遊休農地の保全を行なうものです。農機具の所有状況は、議案書に記</p>

載のとおりです。申請地は、美馬インターチェンジの●●に位置する農地であります。

番号2です。申請地は、美馬町字鍵掛●●。地目は、畑。面積は、84㎡であります。譲渡人は、●●。成年後見人●●。譲受人は、●●であります。この農地は、売買による譲受けとなります。番号1の案件と譲受人が同じで、営農計画等も同内容でありますので、説明は省略いたします。申請地は、道の駅美馬の里の●●に位置する農地であります。

番号3です。申請地は、美馬町字坊僧●●、●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合せて、368㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、15,047㎡。通作距離は、2.5kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。申請地は現在、山林化した遊休農地となっておりますが、農地取得後は、伐根等を行ない、サツマイモ等の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、坊僧池の●●に位置する農地であります。

番号4です。申請地は、脇町助松字丸池●●。地目は、田。面積は、183㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、4,600㎡。通作距離は、3kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、JA美馬岩倉支所の●●に位置する農地であります。

2ページをお願いします。

番号5です。申請地は、脇町岩倉字笈ノ川尻●●ほか14筆の農地です。詳細は、議案書に記載のとおりです。面積は合せて、12,970㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、71,198㎡。通作距離は、1.1～2.1kmで、稼働人員は4人となっています。この農地は、農地所有適格法人である譲受人が売買により取得するものです。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、岩倉小学校の●●に位置する農地であります。

次に、番号6です。申請地は、脇町大字猪尻字庄●●ほか2筆、北庄字上庄●●の合わせて4筆の農地です。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合せて、2,516㎡です。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、676.89㎡。通作距離は、700mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農

	<p>地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の●●に位置する農地です。</p> <p>番号7です。申請地は、脇町北庄字上庄●●。地目は、田。面積は、839㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、7,833㎡。自宅に隣接する農地で、稼働人員は3人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻や麦の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の●●に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの7案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、3番佐藤委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>3番佐藤委員より、現地確認の結果、問題のある所はございません、との報告をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号2、番号3は、2番逢坂委員お願いします。</p>
2番 逢坂委員	<p>2番逢坂です。2番3番とも、8月25日に現地調査を行いました。2番の方は6月に現地調査を行ったやぐらの隣で、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号4と、番号5は、5番竹田委員ですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>竹田委員より、現地確認の結果、問題ある所はございません、とのご報告をいただいております。以上です。</p>
議 長	<p>番号6、番号7は、1番美馬委員お願いします。</p>
1番 美馬委員	<p>1番美馬です。6番7番、報告いたします。8月27日、現地調査に行つて参りました。双方とも、近所の方が譲受けるということで、特に現地の方も荒れていませんでした。問題はないと思われれます。以上です。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。何かご意見、ご質疑ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>

議 長	お諮りいたします。番号1から番号7までの許可申請7案件について許可することに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請7案件につきましては、すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。この4条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。転用場所は、脇町大字猪尻字庄●●。地目は、田。面積は、141㎡であります。転用者は、●●であります。進入路の設置に伴う転用申請です。後ほどご審議いただきます、議案第33号、5条申請案件の2番に関連する案件となりますが、5条申請により隣接する農地に申請者の娘さんが居宅を建築するに際して、居宅への進入路として、また、農地への通路として利用するものです。造成計画として、表土をすきとり、碎石を敷設し、コンクリート舗装を施します。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の●●に位置する農地で、農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、1,142㎡のうち、144.16㎡であります。転用者は、●●であります。駐車場の設置に伴う転用申請です。隣接する宅地に申請者の孫が居宅を建築しており、既に居宅と一体的に、駐車場が整備されていることから、追認での許可申請となります。今回の申請に際し、申請者からは、農地法違反を深く反省しており、今後は農地法を遵守しますとの始末書が提出されております。申請地は、JA脇町徳島支店の●●に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、公共投資の対象となった、第1種農地であります。周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、当申請は、第1種農地における不許可の例外と判断をされます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、1番美馬委員お願いします。
1番美馬委員	1番美馬です。8月27日に現地調査を行って参りました。特に問題点等はありませんでした。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長	番号2は、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	12番河野です。申請書の作成は申請者ご自身でされたとのことですが、書類上不備なくできたと思います。また現地も、毎日私が耕作に通ってる道路の横であり、この部分転用に係る土地の周辺に隣接する農地は、●●の土地しかありませんので、別段問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ご報告、ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第4、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、4案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字丸山●●。地目は、畑。面積は、1,392㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行ないます。申請地は、坊僧池の●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外が行われております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。転用場所は、脇町大字猪尻字庄●●。地目は、田。面積は、307㎡であります。先程の4条申請の審議の中で、進入路を設置するとした案件の関連案件で、●●間で使用貸借を行ない、居宅を建築するための転用申請となります。貸し人は、●●。借り人は、●●であります。造成計画としましては、表土をすき取り、山土・碎石で埋戻し、転圧整地します。周囲には、コンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造二階建、建築面積、87.36㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地に隣接する市管理の水路へ放流します。</p>

	<p>雨水も同様とします。なお、市管理の水路への放流については、都市課政策課と協議済みです。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の●●に位置する農地で、農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号3、番号4は関連案件となりますので、一括して説明させていただきます。番号3の転用場所は、脇町字西俣名●●、●●。譲渡人は、●●。番号4の転用場所は、脇町字西俣名●●。譲渡人は、●●であります。譲受人は、それぞれ同じで、●●であります。それぞれの地目等の詳細は、記載のとおりで、事業計画につきましても、同様となります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程程度の草刈りを行いません。番号3の申請地は、夏子ダムの●●に位置しております。番号4は、清水郵便局の●●に位置しております。それぞれ、農振農用地指定外のある農地ではありますが、農振除外が行われております。農地区分は、それぞれ、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、6番黒川委員お願いします。</p>
6番 黒川委員	<p>8月25日、現地調査を行いました。事務局の説明の通り、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号2は、1番美馬委員お願いします。</p>
1番 美馬委員	<p>はい1番美馬です。先ほどの32号と同じ案件になりますけども、事務局の説明の通り、特に問題点はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。番号3、番号4は、12番河野委員、お願いたします。</p>

<p>12番 河野委員</p>	<p>12番河野です。最初に、番号3の平面の方の土地の件で、昨日現地確認してきました。昔、●●があったところで、すぐ北の農地の一団なのですが、今はほとんど耕作放棄地になっておりました。</p> <p>この申請は、2つの土地の間に、市管理の青線（水路）があります。それを1つの太陽光施設として使うとういことで書類が出ていますが、公共の土地の上に電線等を通さなければ、回路的には繋がらないと思うのですがそれに対しての、農地以外に許可申請は併せて出ているかどうかの確認を今後していただけたらと思います。ほかに関しては荒れた耕作放棄地となっていることというほかは別段問題ないと思います。</p> <p>それと、4番の清水郵便局の●●の土地ですが、現地を確認したら、●●側に民家があります。一段下がったところに民家がありまして、この土地から、これも耕作放棄状態で人間の背丈より高い草が生えていたのですが、その草が隣の家の屋根の方まで届いていました。できることなら、直ちに、隣に迷惑かけないような形で転用申請者が管理運営していただければありがたいのが1点。それと、この土地は袋地になります。この袋地に対して、隣の地権者が進入路を設けているようですが、その通行に対する承諾があるのかないのか。それを確認していただければ許可相当と私は思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>詳細なご報告に感謝いたします。ありがとうございました。それではこれから、討議に移らせて頂きたいと思います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
<p>事務局長</p>	<p>よろしいですか。河野委員のご意見について説明させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、事務局よろしくお願ひします。</p>



局長補佐 原田	<p>事務局原田です。河野委員からのご質問にお答えしたいと思います。番号3、西俣名●●、●●についてですが、2つの区域、2筆にはなっているが、同一の申請者ということで、一体の太陽光施設として取り扱われるのではというご質問だったんですが、こちら申請者に確認いたしましたところ、電柱はそれぞれの土地に1本ずつ割り振られておりまして、パワコンもそれぞれに1カ所ずつ割り振られるという計画でございました。以上のことから真ん中に走っております水路を、跨いだり埋設することはないということで、申請者から確認しております。</p> <p>それから、番号4の西俣名●●につきましては、進入路として別の地権者の方の所有になりますが、通行に関して同意書をいただいております。委員には配布しておりませんでした。こちら申請書には同意書を添付していただいていることを確認しておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	他に、ご意見とか、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	では、お諮りいたします。番号1から番号4までの4案件について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請、4案件につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第5、議案第34号、非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第34号、非農地証明願につきまして説明いたします。議案書5ページをお願いします。今回、非農地証明願は、2案件ございます。</p> <p>番号1です。申請場所は、脇町字井口●●。地目は、田。面積は、351㎡です。申請者、●●より、非農地証明願が提出されました。申請地は、平成6年に申請者の●●により、農業用倉庫兼離れが建築され、現在に至りません。申請農地は、井口集会所の●●に位置する農地です。</p> <p>番号2です。申請場所は、脇町大字北庄字柴床●●。地目は、畑。面積は、394㎡です。申請者、●●より、非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和50年頃に申請者の●●により、宅地への進入路及び駐車場として整備され、現在に至ります。申請農地は、脇町小学校の●●に位置する農地です</p>

	<p>以上の2案件について、担当地区の委員と現地確認を行っております。申請者から提出されました、日本地図センター発行の航空写真等の関係資料からも、当時から非農地化されていたことが確認できます。農林課において、すべて農振農用地指定のない白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、村上委員が欠席されていますので、事務局より報告をお願いします。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>番号1につきましては、先日、村上委員と立ち会いのもと、現地確認をいたしております。村上委員からは問題ないということで、ご意見をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>番号2は、1番美馬委員をお願いします。</p>
1番美馬委員	<p>はい。1番美馬です。現地確認を8月27日行いました。現地の方は、宅地と一体の駐車場として利用されており、砂利なども敷き詰められておりました。非農地となっており、特に問題はございません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ご報告、ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議長	<p>お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第34号、非農地証明願2案件については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第6、議案第35号、令和6年度第5期美馬市農用地利用集積計画についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>先にお配りしております、議案第35号、美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、2,579㎡。更新の利用権設定面積は、4,083㎡です。利用権設定筆数は、11筆。利用権を設定する件数は、延べ6件。利用権設定を受ける者・組織は、6件です。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると判断されます。以上です。</p>

議 長	何か、ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。議案第35号、令和6年度第5期美馬市農用地利用集積計画については、原案通りに決定することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。このことについては原案通り決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	次に、日程第7、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。
事務局長	<p>農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、ご報告致します。議案書の6ページをお願いします。</p> <p>本案件につきましては、賃貸人、賃借人、双方の合意のもと、小作権を解約する旨、農業委員会に通知があり、本年7月25日付、受理しております。合意により解約する土地は、脇町字西赤谷●●。詳細は記載のとおりです。賃貸人、●●。賃借人、●●。相続人、●●であります。報告は、以上です。</p>
議 長	ありがとうございました。以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第8回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、9月27日(金)午後2時からの開催予定です。なお、この後、農地パトロール説明会及び研修会を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。